

交通局会計年度任用職員募集要項(障害者雇用支援員)

項目	内 容
職名	障害者雇用支援員
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	<p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ、能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。</p> <p>なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。</p>
勤務職場	<p>東京都交通局電車部管理課</p> <p>(新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎25階)</p>
職務内容	<p>障害を有する職員が行う業務支援等に関するここと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害を有する職員が行う業務の管理、業務支援及び指導助言、業務分析、業務の切り出しの都職員との調整、作業内容の評価・記録及び支援計画の作成など ・障害を有する職員の出退勤管理、体調不良時の家族への連絡及び引渡し ・特別支援学校等からの現場実習の受入対応 ・関係機関との連絡・調整 <p>その他所属長が指示する業務</p>
応募資格・求められる能力	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害を有する職員個々の性格や障害特性、能力のレベルなどに合わせて適切な指導及び対応ができる知識・能力を有すること。 (2) 行政等において庶務事務に従事した経験又は同等の知識を有すること。 (3) パソコン (Excel、Word、電子メール等) の操作やデータ入力を支障なく、正確に行うことができ、1年以上の業務経験があること。 (4) 円滑かつ的確に連絡調整できるコミュニケーション能力を有すること。 (5) 電話での問合せに親切に対応できること。 (6) 心身ともに健康で、かつ、職務を遂行する熱意と困難な業務に對しても、率先して取り組む意欲があること。 (7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない人 <ul style="list-style-type: none"> ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 イ 東京都の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第60条から第63条までに規定する罪

	<p>を犯し、刑に処せられた者</p> <p>エ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>オ　民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者</p>
勤務日数及び勤務時間	任用期間中 192 日 (原則として月 16 日勤務。土日・祝日を除く。)
休憩時間	正午から午後 1 時まで
休暇等	<p>(有給)</p> <p>年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇</p> <p>(無給)</p> <p>病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与</p> <p>※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなります、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。</p>
報酬額	<p>月額／201,600 円（改定される場合あり）</p> <p>通勤手当相当額を別途支給（上限 55,000 円／月）</p> <p>※ 原則として毎月 15 日支給</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給</p>
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険等を適用
応募方法等	<p>・以下の書類を下記問合せ先へ<u>令和 7 年 12 月 18 日（木曜日）午後 5 時【必着】までにメール、郵送又は持参</u> してください。</p> <p>【提出書類】</p> <p>別添「会計年度任用職員申込書」</p> <p>※ 申込書には、最近 3 カ月以内に撮影した写真を必ず貼付してください。</p> <p>※ 【志望動機欄】は、具体的に記入してください。</p> <p>※ 持参分の受付は各日午前 8 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）、また、閉庁日（土・日・祝日）は持参分の受付を行いません。</p> <p>※ メールで申し込まれる場合は、件名に「障害者雇用支援員応募書類提出」と記載してください。</p> <p>・応募書類は、選考及び合否の連絡等、採用に関する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。</p> <p>・また、応募書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。</p>
選考方法	<p>・第一次選考（書類審査）</p> <p>提出された書類に基づき選考し、その結果について郵送により応募</p>

	<p>者宛て通知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二次選考(面接) <p>日程：令和7年12月25日（木曜日）以降の指定する日</p> <p>※ 第一次選考後、第二次選考に来ていただく方には電話で御連絡いたしますので、応募書類には平日に連絡が付く電話番号を記載してください。</p>
採用者の決定	<p>選考の最終結果は、令和8年1月中旬以降に郵送により第二次選考対象者宛て通知します。</p> <p>※選考経過及び結果に関するお問合せには一切応じません。御了承ください。</p>
問合せ ・申込先	<p>〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎25階 交通局電車部管理課 担当 中原・大石 電話 03-5320-6072 メールアドレス：S2000005(at)section.metro.tokyo.jp</p> <p>※ 迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、(at) を@に置き換えて御利用ください。</p> <p>※ メールでの問合せの際には、件名に「障害者雇用支援員の応募について」と御明記ください。</p>